

議案第 8 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

平成 27 年 10 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率の引上げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 21 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	176,700	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	178,400	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	180,100	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	181,800	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	183,300	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	185,100	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	186,900	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	188,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	190,200	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	192,000	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	193,800	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	195,600	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	197,200	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	199,000	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	200,800	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	202,600	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	204,300	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	206,100	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	207,900	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	209,700	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	211,100	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	212,900	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	214,600	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	216,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	218,100	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	219,800	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	221,400	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	223,000	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	224,500	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	226,200	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	227,800	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	229,400	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	230,800	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	232,300	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	233,800	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	235,100	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	236,400	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	237,600	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	238,700	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	239,900	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	241,200	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	242,500	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400

	43	203,800	243,700	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	245,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	246,000	300,700	347,000	368,500	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	247,400	302,400	348,400	369,700	396,300	437,800	
	47	208,900	248,900	304,000	349,900	370,900	397,000	438,200	
	48	210,200	250,400	305,700	351,400	372,000	397,700	438,900	
	49	211,300	251,800	306,900	353,000	373,100	398,300	439,400	
	50	212,400	253,200	308,400	353,800	374,300	398,900	439,800	
	51	213,400	254,600	309,900	355,000	375,500	399,400	440,200	
	52	214,500	256,000	311,500	356,000	376,600	399,800	440,600	
	53	215,600	257,200	313,100	356,900	377,700	400,200	441,000	
	54	216,600	258,500	314,700	358,000	378,900	400,500	441,400	
	55	217,500	259,900	316,300	358,900	380,100	400,800	441,800	
	56	218,500	261,300	317,800	360,000	381,200	401,100	442,100	
	57	219,200	262,600	319,300	360,900	382,300	401,400	442,400	
	58	220,100	263,700	320,500	361,600	383,500	401,700	442,800	
	59	221,000	265,000	321,700	362,300	384,700	402,000	443,100	
	60	221,900	266,300	322,900	363,000	385,800	402,300	443,400	
再任用職員及び任期付職員以外の職員	61	222,600	267,400	323,600	363,400	386,800	402,600	443,700	
	62	223,600	268,500	324,500	364,000	388,000	402,900		
	63	224,500	269,800	325,300	364,700	389,200	403,200		
	64	225,400	271,100	326,100	365,400	390,300	403,500		
	65	226,100	272,200	327,000	365,700	391,400	403,800		
	66	227,000	273,200	327,400	366,400	392,600	404,100		
	67	227,900	274,300	328,100	367,100	393,800	404,400		
	68	229,000	275,400	328,900	367,800	394,900	404,700		
	69	229,800	276,600	329,700	368,100	395,600	404,900		
	70	230,500	277,600	330,400	368,700	396,300	405,200		
	71	231,200	278,500	331,100	369,400	397,000	405,500		
	72	232,000	279,500	331,800	370,000	397,700	405,800		
	73	232,800	280,300	332,300	370,300	398,300	406,000		
	74	233,500	281,200	332,900	370,900	398,900	406,300		
	75	234,200	281,900	333,400	371,600	399,400	406,600		
	76	234,900	282,800	334,000	372,200	399,800	406,800		
	77	235,600	283,800	334,300	372,600	400,200	407,000		
	78	236,400	284,600	334,800	373,100	400,500	407,300		
	79	237,200	285,400	335,200	373,700	400,800	407,600		
	80	238,000	286,200	335,700	374,200	401,100	407,800		
	81	238,700	287,000	336,100	374,700	401,400	408,000		
	82	239,400	287,500	336,600	375,300	401,700	408,300		
	83	240,100	287,900	337,100	375,800	402,000	408,600		
	84	240,800	288,400	337,600	376,100	402,300	408,800		
	85	241,500	288,500	337,900	376,500	402,600	409,000		
	86	242,200	288,900	338,300	377,000	402,900			
	87	242,900	289,100	338,800	377,400	403,200			
	88	243,600	289,500	339,200	377,800	403,500			
	89	244,300	289,700	339,500	378,200	403,800			

	90	244,800	289,900	339,900	378,700	404,100			
	91	245,300	290,300	340,400	379,100	404,400			
	92	245,800	290,600	340,800	379,500	404,700			
	93	246,100	290,900	341,000	379,800	404,900			
	94		291,200	341,400	380,300				
	95		291,500	341,900	380,700				
	96		291,900	342,300	381,100				
	97		292,200	342,400	381,400				
	98		292,600	342,900					
	99		292,900	343,300					
	100		293,300	343,600					
	101		293,400	343,900					
	102		293,600	344,300					
	103		294,000	344,700					
	104		294,400	345,100					
	105		294,600	345,600					
	106		294,900	346,000					
	107		295,300	346,400					
	108		295,700	346,800					
	109		295,900	347,300					
	110		296,200	347,700					
	111		296,600	348,000					
	112		296,900	348,300					
	113		297,100	348,800					
	114		297,400						
	115		297,800						
	116		298,100						
	117		298,300						
	118		298,700						
	119		299,100						
	120		299,400						
	121		299,500						
	122		299,800						
	123		300,100						
	124		300,500						
	125		300,700						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700
任期付職員		149,000	190,200	222,700	253,200	271,300	292,000	324,000	359,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条第1項)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	328,600	394,300	470,100
	2	331,600	397,200	472,400
	3	334,500	400,100	474,600
	4	337,600	403,000	476,900
	5	340,300	405,700	479,200
	6	343,600	408,400	481,400
	7	346,800	411,200	483,600
	8	349,900	414,000	485,800
	9	352,900	416,600	487,800
	10	355,900	419,300	489,900
	11	359,000	422,000	492,000
	12	362,200	424,700	494,100
	13	365,300	427,200	496,200
	14	368,900	429,700	498,300
	15	372,300	432,100	500,400
	16	376,000	434,600	502,500
	17	379,600	436,800	504,600
	18	382,300	439,200	506,600
	19	385,100	441,600	508,600
	20	387,900	444,000	510,600
	21	390,800	446,000	512,400
	22	393,400	448,400	514,200
	23	396,000	450,800	516,100
	24	398,600	453,100	518,000
	25	400,900	455,300	519,700
	26	403,200	457,600	521,500
	27	405,500	459,800	523,300
	28	407,800	462,100	525,100
	29	410,200	464,300	527,000
	30	412,300	466,600	528,800
	31	414,300	468,900	530,600
	32	416,400	471,100	532,400
	33	418,500	473,100	534,000
	34	420,500	475,200	535,800
	35	422,500	477,300	537,500
	36	424,500	479,400	539,300
	37	426,600	481,500	540,900
	38	428,600	483,300	542,500
	39	430,600	485,100	543,900
	40	432,600	486,900	545,500
	41	434,600	488,600	547,000
	42	436,400	490,400	548,400
	43	438,100	492,200	549,800

	44	439,900	494,000	551,100
	45	441,800	495,600	552,300
	46	443,600	497,300	553,300
	47	445,400	499,100	554,300
	48	447,100	500,900	555,300
	49	448,900	502,500	556,300
	50	450,600	503,800	557,300
	51	452,400	505,100	558,300
	52	454,200	506,400	559,300
	53	456,100	507,700	560,400
	54	457,300	509,000	561,500
	55	458,500	510,300	562,600
	56	459,700	511,600	563,700
	57	460,900	512,600	564,800
	58	461,900	513,400	565,900
	59	462,900	514,200	567,000
	60	463,900	515,000	568,100
	61	464,700	515,900	569,200
	62	465,400	516,700	570,200
	63	466,100	517,600	571,200
	64	466,800	518,400	572,200
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	65	467,500	519,300	573,200
	66	468,200	520,200	574,200
	67	468,900	520,900	575,200
	68	469,600	521,800	576,200
	69	470,100	522,700	577,200
	70	470,800	523,500	578,200
	71	471,500	524,400	579,200
	72	472,200	525,300	580,200
	73	472,600	526,100	581,200
	74	473,200	527,000	582,200
	75	473,900	527,900	583,200
	76	474,600	528,600	584,200
	77	475,000	529,400	585,200
	78	475,600	530,300	586,200
79	476,200	531,200	587,200	
80	476,700	532,100	588,200	
81	477,300	532,900	589,200	
82	477,800	533,800	590,200	
83	478,300	534,700	591,200	
84	478,800	535,600	592,200	
85	479,200	536,400	593,200	
86	479,800	537,300	594,200	
87	480,200	538,200	595,200	
88	480,700	539,100	596,200	
89	481,200	539,900	597,200	
90	481,800		598,200	
91	482,400		599,200	
92	482,800		600,200	

	93	483,300		601,200
	94	483,900		602,200
	95	484,500		603,200
	96	485,100		604,200
	97	485,600		605,200
	98			606,200
	99			607,200
	100			608,200
	101			609,200
	102			610,200
	103			611,200
	104			612,200
	105			613,200
	106			614,200
	107			615,200
	108			616,200
	109			617,200
	110			618,200
	111			619,200
	112			620,200
	113			621,200
	114			622,200
	115			623,200
	116			624,200
	117			625,200
	118			626,200
	119			627,200
	120			628,200
	121			629,200
	122			630,200
	123			631,200
	124			632,200
	125			633,200
	126			634,200
	127			635,200
	128			636,200
	129			637,200
	130			638,200
	131			639,200
	132			640,200
	133			641,200
再任用職員		337,400	391,800	464,800
任期付職員		300,800	349,200	427,100

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「307,000円」を「307,800円」に改め、同項第2号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第8条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（議案第8号）

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 （勤勉手当）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p> <p>第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 （初任給調整手当）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各</p>

号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 307,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 50,500円

(3) 省略

2～3 省略

（勤勉手当）

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算

号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 307,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 50,300円

(3) 省略

2～3 省略

（勤勉手当）

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算

した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
<u>1</u>	<u>371,000</u>
<u>2</u>	<u>419,000</u>
<u>3</u>	<u>471,000</u>
<u>4</u>	<u>532,000</u>
<u>5</u>	<u>607,000</u>
<u>6</u>	<u>709,000</u>
<u>7</u>	<u>829,000</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエ

した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
<u>1</u>	<u>370,000</u>
<u>2</u>	<u>418,000</u>
<u>3</u>	<u>470,000</u>
<u>4</u>	<u>531,000</u>
<u>5</u>	<u>606,000</u>
<u>6</u>	<u>708,000</u>
<u>7</u>	<u>828,000</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエ

ンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

ンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。